

袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その2）

The New Information on the YOHKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era,
from the unpublished historical documents of Fukuroi-Higashi Elementary School ;vol.2

小栗 勝也*
Katsuya OGURI

本誌規定の紙数の都合から便宜的に以下の3つに分け同時に発表した。
「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その1）」
…以下、本稿内で略する時は「(その1)」とする。
「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その2）」
…以下、本稿内で略する時は「(その2)」とする。
「袋井東小学校所蔵の文書束から見る用行義塾（その3）」
…以下、本稿内で略する時は「(その3)」とする。

(承前/但し注の番号のみは独立している)

3. 文書束から得られた用行義塾関連の情報

(その1)で紹介した文書束1~5の中の記録から、用行義塾及び用行義塾関連の人物や事柄の情報をまとめたものが以下の表9である。ただし、ファイル資料から得られた用行義塾関連の情報は『あゆみ』から得られものだけであり、それらについては拙稿で既に紹介済みか、本稿と同時に発表予定であるため、本稿での紹介は割愛した⁽¹⁾。

また、用行義塾やこれに関係した人物等の情報ではないものの、これまでの筆者の用行義塾研究に関連して言及してきた事柄と関係する情報については、将来、役に立つことがあるかもしれないと考え、表9の中に含め記録として残しておいた。

表9の左端の欄に「文書情報No.」を付したが、これは今回の表を作成するにあたり、情報の登場順に固有番号として付したものである。その情報が含まれる文書束の番号を左側に付し、ハイフンの右側には、その文書束から得た情報を筆者が整理した順に番号を付けてナンバリングした。ただ、右側の数値は個々の文書の中で登場する順に付すことを原則としたが、必ずしもそれが徹底している訳ではないことを予めお断りしておきたい。その理由は、筆者は調査を行い易い部分から優先して調べたが、メモの順序を個別文書毎の順に正しく整理し直せていない可能性があるためである。ただ、順番に多少の齟齬があったとしても1つの個別文書の中に、その情報が存在することは間違いな。将来第三者が再調査することがあっても、ハイフンの左側に示された文書を調べれば、必ずその中に該当する情

報を見つけ出せるので、大きな不都合は生じないはずである。

なおハイフンで2つの数字を並べて示している点は、(その1)で掲出した表の中で用いた「文書No.」と似ているが、「文書No.」は個々の資料を指す数字であるのに対して、ここで用いる「文書情報No.」は個々の資料の中の情報の区別を意味する。「No.」の前に「情報」の文字があるか否かで区別できるようになっているが、混同しないようにお願いしたい。それ以外の事柄で、表9の見方に関する注意点を凡例として、以下に示す。

(表9の凡例)

- ①、文書の原文は全て縦書きである。
- ②、漢字は、旧漢字や異体字はなるべく現代の字体に直したが、あえて原文の通りにした箇所もある。ただし仮名の表記はすべて原文のままとした。
- ③、「□」は筆者が判読できなかった文字を、「■」は虫食い等による紙の欠損で欠落している文字を示す。
- ④、「/」は小栗が付したもので、改行を意味する。
- ⑤、ルビは全て小栗による。また、ルビ部分に「カ」とある場合は、そうであるか不確かであることを示し、「ママ」とある場合は、原文のままであることを示す。
- ⑥、@はそこに捺印があることを示す。
- ⑦、【 】は小栗による注記を示す。但し表の右端の「資料の紹介」の列は、【 】がなくとも全て小栗による文である。

次章では、表9に示した情報の中から、用行義塾に関連するものを項目ごとに整理して紹介する。

4. 用行義塾関連で発見した新情報

(4-1) 用行義塾そのものに関する情報

はじめに、用行義塾そのものについて得られた情報を紹

表9 文書束から得られた用行義塾関連の情報一覧

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
3-1	文書No.3-6	【「学第九六号」。「曩キニ廿二年学齡児童員数御照会ノ」で始まる文書の末尾に下の文字がある。】 廿一年十二月十日 広岡村外四ヶ村戸長金沢太郎次代理 学務主任足立諦一郎 刮目尋常小学校校長藤本彦四郎殿	明治21年12月当時、足立諦一郎が「学務主任」を務めていたことが分かる。
3-2	同上	【「明治式拾壹年度副学科経費収支一覧」の後ろに付された「副科生徒授業料等級表」の中に、父兄の名と生徒氏名が列記されており、そこから足立愛吉の子として「足立梅二」が存在したこと、足立諦一郎の娘として「足立みほ」が存在したことが判明する。】	同左。なお、足立愛吉は、安間勉氏から提供された情報(本誌本巻別掲拙稿を参照のこと)より、足立儀八の息子であることが判明している。同じ安間氏の情報では、愛吉の子として「海司」の名が記されていたが、「梅二」と「海司」はいずれかが誤記で、同一人物と想像されるが、詳細は不明。
3-3	同上	【「学第七号」の文書(日付はないが明治22年1月24日付けの文書を受けて作成されたものであることが本文中から判明する文書)の署名者として、「広岡村外四ヶ村戸長役場/学事係/足立諦一郎」の署名と捺印がある。】	明治22年1月頃、足立諦一郎が「学事係」を務めていたことが判明。上の「学務主任」とどう違うのかは不明。
3-4	同上	【「学第一六号」の文書。「明治〇式年六月一日」付[この文書の前が明治22年5月21日の文書なので、〇は「廿」と推定]。「山名郡久努村役場」「学事主任」として「足立諦一郎」の名が記されている。】	推定明治22年6月当時、足立諦一郎が「学事主任」を務めている。上記の文書と、肩書きが微妙に違う点に注意を要する。どれが正しく、どれが誤りかは不明。
3-5	同上	【明治22年10月22日付、刮目尋常小学校藤本彦四郎宛ての文書に「助役足立諦一郎」と署名され公印が捺印されている。印は下の文書にある公印と同じに見える。】	明治22年10月時点で、足立諦一郎は助役になっていることが判明。
3-6	同上	【前略】 廿二年十一月四日 久努村長杉山兼作代理 助役足立諦一郎 ㊦ 刮目尋常小学校校長藤本彦四郎殿 【足立の署名の下に「静岡県山名郡久努村助役足立諦一郎」と刻印された朱印が押されている】	明治22年11月時点でも、足立諦一郎が助役であったことが分かる。
3-7	同上	【「明治十六年八月/聯合村會決議書写/第十二学区/村立小学刮目舎」と表紙に記された文書の末尾に以下の文字がある。】 前記之條々決議參也 明治十六年八月廿四日 聯合会 議長 足立儀八 副議長 植田藤平	明治16年の連合村会の議長を足立儀八が務めていたことが分かる。
3-8	同上	【上と同じ文書の続きとして、「議員」として以下の氏名が記されている。当時の久努村以下の連合村会の議員がすべて分かるので、将来役に立つことがあるかもしれないと考え、全員を下に記しておく。原文では1行に1名であるが、ここでは列記する。】 【増井安松(松は異体字「栢」に近い崩し字)、安達平太郎、石川俊蔵、足立諦一郎、日向謹作、久野周平、加藤孫十、戸倉金作、山崎幸七、諸井三五郎、鳥居積蔵、石川順作、堀内峯蔵、大原貞次郎、海野九八郎、兼岡佐平治、小嶋秀吉、桑原太三郎、窪野勘次、足立英三郎、石川熊三郎、足立貫一、石川銀作】	同上の連合村会の議員として、用行義塾関連人物の足立諦一郎、日向謹作、足立英三郎、足立貫一が就任していたことが分かる。
3-9	文書No.3-7	〇十二年一月十九日 日曜日 一 本月第三日曜日タルヲ以テ演説會執行ス 其演説者並ニ題目左ノ如シ 養生談 田淵友治 演説興スベキ説 三浦半平 協心同力ノ説 足立英三郎 憤発勉強ハ我々ノ幸福ノ説 加藤林三 本心ヲ論ス 清水清太	明治12年1月19日に小学校で行われた日曜の演説会において、足立英三郎が「協心同力ノ説」の題で演説していることが分かる。
3-10	同上	【明治12年2月16日の日曜日の演説会で、足立儀八が「稲ノ虫ノ生スル以所並ニ刑法」の題で、足立英三郎が「臨機応変」の題で演説している。】	同左

(表9の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
3-11	文書No.3-7	○十二年三月十六日 日曜日 晴天 一 本日演説会を廃し世話係集会 校堂狹隘復築新築ノ両説ヲ主張し一時新築説ニ決し追テ其端緒ニ就クベキト決議而退散	明治12年3月16日の会合で、狹隘な校舎を新築することに決したことが分かる。戸倉新資料で示されていた校舎移転がこの時に決したことになる。用行義塾以来の学堂を使っていたため、その狹隘さに難渋していたことは拙稿で既にご紹介した通りである。
3-12	同上	【明治12年「十月二日」の条に次の記録がある】 一 教場狹隘万事不都合ニ付彼是工夫ヲ運ラシ下等二級三級ヲ旧七級生教場へ下等六級生ヲ旧二級三級教場へ下等七級ヲ旧六級生教場へ□□□	狹隘の教室を種々工夫しながら運用していた実態が伺える。また、左の記録から、この頃既に教場が複数存在していたことが分かる。しかし筆者のこれまでの調査結果による理解では、明治14年の新築移転までは用行義塾発足以来の学堂を使用しており、その教場は1つだけであった、というものである。教場が1つであったという説と左の情報は矛盾する。これをどう解釈したらよいであろうか。新築移転の前に既に教室の増築があったのであろうか。新たな謎が生まれたことになる。これは重要な新情報である。
3-13	同上	【明治「十二年十一月七日」の条に次の記録がある】 一 教場並ニ受持ヲ転換スル左ノ如シ 南校舎ヲ分テ三区トス 下等一級二級従前ノ教場 (□□ 温習生モ従前ノ教場 (清水 旧下等四級生ノ場、新四級生ヲ入ル (鳥居 旧下等五級生ノ場、新五級生ヲ入ル (小沢 【以下の記述は略。「(」の下は教員の名前か。受け括弧はない】	左にあるように「南校舎」があるのなら、当然、北校舎もあったであろう。教室の建物は、明治14年の新築移転までは用行義塾以来のものが1つ、教場も1つだけであったという理解は修正が必要である。しかし、用行義塾の時代から建物が2つあったのか、どこかの時点で増築されたのか等の具体的な経緯は一切分からない。
3-14	文書No.3-9	【この目録簿から、現在袋井東小学校に保存されているものとは異なる別の「沿革史」が存在したことや、現存の「沿革史」に付されていた「曾号」の朱文字の意味が判明した。】	同左。この点は拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革史」について(その1)」で述べているので、それを参照のこと。
3-15	文書No.3-10	【表紙の下1枚目冒頭に「明治十二年二月々末試験優等ニ付賞与證書ヲ授クル者左ノ如シ」とあり、最初の「上等生」の筆頭に「丁等 足立五郎作」とある。五郎作は久津部足立一族の1人で、のちに札幌農学校を卒業し学士号を取得した秀才である。明治24~25年の刮目尋常小学校の始業式に参列し、演説も行っている。これらのことは拙稿「用行義塾に関する未公開資料「沿革史」について(その2)」の表中に情報として記録しているが、同稿では彼のことは詳しく紹介していない。】 【なお同じ文書中に記されている表彰児童の中には、下等二級生の丙等「足立ひて」、丁等「日向たゑ」の名もある。足立ひては足立貫一の娘で、後に婿をとり足立家を継いだ人物であることが安間勉氏から提供された家系図情報から判明している。また、「日向たゑ」については、本稿の他の情報(文書情報No.4-25、4-26)から日向謹作の妹であることが分かる。】	足立五郎作が久津部学校時代にここで学んだ優秀な児童であったことが分かる。飯田宏『静岡県英学史』(143頁)では、五郎作は用行義塾の塾生であったと紹介されているが、それは間違いであることが左の文書によっても証明できる。彼は明治12年に、久津部学校で学んでいた者である。(本誌本巻別掲拙稿「2つの用行義塾と創立者たち」を参照のこと) なお、この箇所にかかれて「日向たゑ」の「た」は、鮮明に「た」と読める。他の箇所では崩し字で判読が難しいが、左の文書から「た」であると断定できる。
4-1	文書No.4-5	【「明治十三年二月ノ学務委員投票ノ山名郡国本村ノ戸長役場」と表紙に記された文書綴りの中に、「学務委員投票開札点数」の結果が記されており、長坂幸得が9点で当選している。日向謹作が3点、足立儀八が6点、足立英三郎が1点であったことも判明する。また、この集計表の次に各投票用紙(記名式)が綴られており、誰が誰に投票したかが判明する。一部、紙の癒着により中を確認できない部分もあるが、小票が確認できた情報を記すと、足立貫一と日向謹作は足立儀八に投票している。虫食いによる用紙の部分的欠損のため名は判読できないが、他の足立姓の1名も足立儀八に投票している。】	村の学務委員は選挙で選ばれており、明治13年2月のこの時は長坂幸得が選出されていた。落選したが、足立儀八、日向謹作、足立英三郎も得票している。足立貫一、日向謹作は足立儀八に投票していた。なお投票者の署名の肩書きとしてすべて「撰挙人」と記されている。
4-2	同上	御届 山名郡国本村 学務委員兼衛生委員 長坂幸得 右者是迄ノ衛生委員足立諦一郎免職願出ニ付村民協議之上投票仕候處前書之通学務委員長坂幸得事投票多数ヲ以当撰相成本人承諾ニ付此段御届仕候也 右村戸長 明治十三年九月一日 三浦半平	足立諦一郎が、長坂の前任として村の衛生委員を務めていたことが分かる。なお日付の「十三年」の「三」は虫食い跡で判読難だが、「五」にも見える。いずれかだと思われる。 また、左欄ではスペースの都合で略したが、三浦の署名の次に宛先として「磐田ノ豊田ノ山名【ここまで分かち書き】郡長 小野田松一郎殿」とある。3郡の長を1人が兼ねていたことも分かる。

(表9の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
4-3	文書No.4-5	【愛野学校の教員名を知らせる「御届」、「明治十二年五月」付、「磐田・豊田・山名郡長青山宙平」宛の文書に、愛野村の「戸長」として「戸倉藤四郎」の名と捺印がある。】	戸倉新資料①(拙稿参照)の中で、明治13年10月時点の学務委員の1人として記されている中に戸倉藤四郎がある。
4-4	同上	就学届 第十一大区十一小区国本村 農 半平 二女 三浦あい 右私二女あい儀就学年齢相当ニ付当七月五日当村学校エ入学為 仕候間此段御届申上候也 父 明治十一年七月 三浦半平 学区取締 足立儀八殿 戸長 植田藤平	国本村の村民から出された娘の就学届の宛先が、学区取締の足立儀八になっている。明治11年7月時点で、儀八が学区取締を勤めていたことを証明する文書である。 また、この時の国本村の戸長が植田藤平であることも判明する。戸長は各村の長で、後の村長と同じ。
4-5	同上	【上と同様の明治11年7月の就学届。第十一大区十一小区国本村の父・村松佐吉が届け出たもので、その宛先が、学区取締の足立儀八。】	同上、同左。本誌本巻別掲拙稿「2つの用行義塾と創立者たち」では、これの原文全てを引用し紹介している。
4-6	同上	【明治7年11月付、「以書付奉願上候」から始まる文書で、足立儀八が林浜松県令宛に、不入斗村の富士浅間社境内上地官林を久津部学校に払い下げよう要請する書。足立の名は末尾にあるが肩書きはない。或は、文書が綴り込まれている間の部分が挟みこまれて見えなくなっているだけかもしれないが、いずれにせよ肩書きは不明。ただし、文書の初め部分に、「第二大区十二小区／百十九番小学校／久津部学校」とあり、久津部学校の依頼を足立が取り次いでいることになる。】	明治7年11月時点で足立儀八は、久津部学校の依頼を県令に取り次ぐ役目を負っていたことが分かる。そういう立場にあったということである。 日付と内容から見て、文書情報No.4-8、4-17とも関係する文書かもしれない。
4-7	同上	□ 一 卒業状百九枚 右久津部愛野両校之分御下附□□候付正ニ落掌仕候也 五月廿一日 久津部校 幹事 日向謹作 ㊦ 十一小区 事務所御中	年は不詳ながら、久津部校幹事の日向謹作が卒業状を受け取ったことを役場に伝えるために書かれた領収書である。㊦の箇所には朱印が押されているが、印影は見切れていて判読できない。
4-8	同上	【前略】 右之通り相違無之候也 右区戸長 三浦半平 拾壹小区□副区長 足立儀八殿 前書之通私出張引渡候處相違無之候也 副区長 足立儀八 明治十一年十月 静岡県令大迫貞清殿	左は、学校維持のために払い下げを願った土地の引渡し完了したことを記した明治11年10月の文書。足立儀八の名が「拾壹小区□副区長」と「副区長」の肩書きで二度記されている。「□」の部分の漢字は「諾」に似た字であるが、筆者には解読できなかった。 当時の足立が11小区の副区長であったことが分かる。小区の区長や副区長は戸長(村長)よりも上の役職である。 日付と内容から見て、文書情報No.4-6、4-17とも関係する文書かもしれない。
4-9	同上	【「村立小学区聯合村會規則／山名郡／広岡村／国本村／愛野村」と表紙に記された文書の末尾部分に以下の文字がある。】 【前略】 明治拾四年十二月 山名郡国本村 人民総代 足立英三郎 足立儀八 広岡村 人民総代 石川順作 堀内清次郎 愛野村 人民総代 【後略】	明治14年12月時点で、国本村の人民総代が足立英三郎と足立儀八であったことが分かる。この時の人民総代が具体的に何を意味するのかわかるには不明であるが、同文書最末尾【略した部分】に国本村の戸長(村長)として辻弥七郎の名があるから、戸長とは別に置かれたポジションであることは確かである。

(表 9 の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所 (文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
4-10	文書No. 4-5	村会正副議長御届 山名郡国本村 足立儀■ (「八」に当る部分は虫食いによる紙の欠損で文字が欠落している) 【後略。以下も虫食いにより文字が殆ど読めない状態】	この文書は1枚の罫紙を山折にして綴じられているもの。時期は不明。虫食い跡が激しく殆ど読めない。足立儀八が村会の正副議長のいずれかに選出されていたのであろう。
4-11	同上	校舎新築寄附金御届 静岡県下遠江国 山名郡拾式学区 広岡村 国本村 聯合 愛野村 村立小学 刮目舎 一 金千式百六拾円 広岡村人■一同 一 金千式百三拾円 国本村人民■■■ 一 金七百七拾円 愛野村人民一■ 合金三千式百六拾円 【中略】 広岡村 人民総代 明治十四年十月十八日 鈴木銀蔵㊟ 加藤孫十 国本村 人民総代 足立英三郎㊟ 足立貫一 ㊟ 【後略】	■部分は虫食い跡で紙が欠損していることを示す。 なお、同文書最末尾にある宛先は「静岡県令大迫貞清殿」。 明治14年10月当時の国本村人民総代は足立英三郎と足立貫一の2人であったことが分かる。文書情報No.4-9では、明治14年12月の国本村人民総代が足立英三郎と足立儀八であったことが分かっているため、10月から12月の2ヶ月の間に、貫一から儀八に人民総代の立場が交代していることも判明する。
4-12	同上	【「校舎新築寄附金御届」の題から始まる上記と同じ文書が、何故かもう1つ存在しており、こちらがその文書にあたる。内容は同じで、個人名下に捺印されている点も同じである。但し、冒頭の「静岡県」以下の部分が上とやや異なり、この文書では「静岡県」で改行され次行は「遠江戸国山名郡第拾口学区」と記されている。また、上の文書情報No.4-11では「人民総代」となっている部分がこちらでは「人民惣代」となっている。またこちらの文書では足立英三郎、足立貫一の下には捺印がない。このように微妙な差があるが、内容的には同じものが2つ存在する。その理由は不明。なお、こちらの文書の方が虫食い跡による欠損部が大きい。】	同上
4-13	同上	【「明治十年十二月押/学齡連名簿/第拾壹大区十一小区/山名郡/国本村」の表題がある名簿。但し表紙の次の1枚目左端には「学齡調 国本村/明治十一年一月一日押 十一年拾月迄改押」とあり、「十一年」以下は朱書きである。12月中にまとめ1月1日付で整理したものに、10月までに再調査した情報を朱で追記したと分かる。】 【この中に「百四十四番地/医師足立貫一/三女 足立ひで/十一年五ヶ月」とある。但し「十一年五ヶ月」の左には朱で「十二年■ヶ月」と書き足されている。翌年再調査時の年齢が朱書きされたのであろう。また、「足立ひで」の左側に並ぶようにして、短冊状に細長く切られた薄い罫紙が貼付されており、そこには全て朱で「貫一/四女/足立すて/五年五ヶ月」と記されている。再調査で追加されたものであろう。】	左の記録から、足立貫一の住所が国本村144番地であり、職業は「医師」であることが分かる。また貫一の三女に「足立ひで」(明治10年末当時11才5ヶ月)、四女に「足立すて」(明治11年10月当時5歳5ヶ月)があったことも分かる。
4-14	同上	【上と同じ「学齡連名簿」の中に、以下の記載もある。上記の貫一に関する情報以外のものを、ここではまとめて原文の抜き書きで示す。】 六拾九番地 農 足立弥吉 長男 足立栄次郎 十三年七ヶ月 十四年五ヶ月【この行は朱書き】 同人二男 足立嘉一 六年一ヶ月 六年十一ヶ月【この行は朱書き】 【次頁に続く】	「栄次郎」は用行義塾の塾生として出席簿に記録されている者と同じかもしれない。
【この間にある文書が、文書No.4-5の中で紙の癒着が激しいために調査を断念した部分に当たる。】			

(表9の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
4-14の続き	文書No.4-5	<p>【承前】</p> <p>百五十七番地 農 足立関五郎 二男 足立五良作 十一年 十一年十ヶ月【この行は朱書き】 【「郎」の崩し字が「良」のように見える場合があるが、ここでの五良作の「良」の部分は確かに「良」と書かれている。誤記であろう。】</p> <p>百六十五番地 農 日向謹作 妹 日向いつ 十二年十一月 十三年九ヶ月【この行は朱書き】</p> <p>同人妹 日向たゑ^{カカ} 十年一ヶ月 十年十一月【この行は朱書き】</p> <p>百六十八番地 農 足立儀八 長男 足立愛吉 十三年五ヶ月</p> <p>同人三女 足立□□ 十年八ヶ月 十一年六ヶ月【この行は朱書き】</p> <p>同人二男 足立鍊二 八年 八年十ヶ月【この行は朱書き】</p> <p>百八十三番地 農 足立諦一郎 弟 足立章三 十三年三ヶ月 十四年老ヶ月【この行は朱書き】</p>	<p>足立関五郎は、用行義塾発起人9人の中の1人である。関五郎の二男が五良作(他では五郎作)であることと、五郎作の年齢が判明する。明治元年直前頃の生まれになるから、小学校としての用行義塾が授業を行っていた明治5年当時は、就学年齢に達していないことが分かる。この点からも、既述の『静岡県英学史』で五郎作を用行義塾出身の塾生と記していることが間違いであることを証明できる。(本誌本巻別掲拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」も参照のこと)</p> <p>日向謹作の2人の妹「いつ」「たゑ」の年齢が、ここから推定できる。2人の妹については文書情報No.4-15も参照のこと。</p> <p>足立儀八の家督を相続したのが愛吉であることは、安間勉氏から提供を受けた墓石の情報から判明しているが(本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関係した足立家の家系図について」参照)、それ以外の子どもについての情報が左から判明する。</p> <p>足立諦一郎の弟が足立章三であることが左の記録から判明する。「章三」は用行義塾の出席簿に記されている名前でもあるが、それと同一人物であろうか。明治10年末の調査で13歳3ヶ月ということは、明治5年の用行義塾当時は8歳であり、学齢に適した年齢である。</p>
4-15	同上	<p>□□以書付奉願上候</p> <p>一 金三百円 訳 金貳百五十円 学校設立入費 金五十円 書籍□</p> <p>遠江国第二大区十六小区山名郡久津部村義塾書面之入費村中積金ヲ以時壬申【「壬申」は明治5年の事】六月設立仕候處今般一式小学所ニ寄附仕度此□御□□奉願上候以上 久津部村</p> <p>明治六年四月 足立関五郎◎ 足立儀八 ◎ 足立貫一 ◎ 足立三郎平◎</p> <p>林浜松県令殿</p>	<p>明治5年設立の「義塾」の費用一式を小学校に寄付すると述べている文書。用行義塾が久津部学校に移行したことを示す証拠文書であるとも言える。</p> <p>署名している4人の足立姓のうち、足立三郎平だけは、筆者はここで初めて見た。当時の足立一族の1人なのであろう。他の3人は用行義塾発起人中の人物である。</p> <p>文書冒頭の2文字は判読難のため□としたが、当時の同種の文書の例から考えると「乍恐」の文字が入るのではないかと想像する。</p>
4-16	同上	<p>【前略】</p> <p>右廢社境内上地書面之木数相当之代価ヲ以テ当学校教育居宅建築用材ニ御払下ケ奉願上候此段御採用被成下候様奉願上候也</p> <p>幹事 江塚善作 右戸長 足立英三郎 明治九年^カ第四月 〃 足立敬三 右区長 足立儀八</p> <p>林浜松県令殿</p>	<p>「第二大区拾老小区百拾九番小学久津部学校」から県に出された「願」。戸長として足立英三郎、足立敬三の2人が、また区長として足立儀八の名がある。ここでの区長は小区の区長を意味する。旧来の庄屋・名主に代わる村の責任者が戸長で、1つの村の長であるが、小区は複数村で構成されるから、区長の方が位の高い役職となる。</p>
4-17	同上	<p>【上と同様に、第二大区十二小区百十九番小学校久津部学校のために、土地と木を払い下げるよう林浜松県令に要請をしている別の文書。「明治七年十一月」の日付がある。この文書の署名人が「区長」の「足立儀八」となっている。】</p> <p>【なお、左の文書では儀八の下に印影が鮮明な捺印がある。篆書体で「明願」となっている。「明願」は墓石にも刻まれている彼の別名である(本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関係した足立家の家系図について」を参照)。】</p>	<p>明治7年11月時点で足立儀八が区長であったことが分かる。</p> <p>日付と内容から見て、文書情報No.4-6、4-8とも関係する文書かもしれない。</p>

(表9の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
4-18	文書No.4-5	<p>御請書 第拾壱大区十壱小区戸長 兼学校幹事 足立英三郎</p> <p>依頼職務差免候事 明治十年十一月一日 静岡県 右御辞令書拝戴依之御請書奉差上候以上 右 明治十年十一月七日 足立英三郎</p> <p>静岡県令大迫貞清殿</p>	<p>足立英三郎が依頼免職したことを示す文書であるが、この文書だけでは、職を辞したのは戸長なのか学校幹事なのか、あるいは両方なのか、それとも他の職なのか曖昧である。いずれにせよ、明確に分かることは、この辞令が出る明治10年11月1日までは足立英三郎が、小区の「戸長兼学校幹事」を勤めていたことである。</p>
4-19	同上	<p>□出 当学区内ニ於テ来ル七月就学年齢相当之者督促調査候別冊之 通不^た就学者廿四名有之夫其事故取^た糺シ情実相違無之候間此段御 届申上候也 明治十年六月 学区取締 足立儀八 静岡県令大迫貞清殿</p>	<p>明治10年当時、足立儀八が学区取締を担当していることが分かる。</p> <p>【文字が鮮明な別時期の同種文書(文書情報No.4-21)を参考にして左の文書も判読が出来た】</p>
4-20	同上	<p>記 第二大区拾壱小区 山名郡国本村ノ内 久津部学校 兼幹事 足立英三郎 授業生 諸井隣太郎 同 青木鎌三郎 同 大田国直 世話係 日向謹作 同 大草泰順 同 増井安松 同 西郷源次郎 同 阿部五六郎</p> <p>右之通相違無之候也 明治九年八月廿八日 右村戸長 足立英三郎 拾壱小区御役所</p>	<p>明治9年8月当時、足立英三郎が国本村の戸長(村長)であり、学校の幹事も兼任していたことが分かる。 授業生は学生の中から優秀な者を教員代わりに使う場合に用いられた肩書きである。この時は正規の教員(訓導)が居らず、授業生3人が教員代わりであったこと、その中に諸井隣太郎がいたことも判明した。諸井は、後に若くして亡くなったことを悼む石碑(現存)が建てられた人物で、そのことは既刊拙稿「用行義塾に関する未公刊資料「沿革史」について(その2)」の注(20)で紹介している。</p> <p>また、日向謹作が「世話係」を勤めている。さらに、用行義塾発起人の1人・大草泰順が世話係を勤めたことがあることも初めて判明した。</p>
4-21	同上	<p>副書 当学区内ニ於テ来一月就学年齢相当之者督促調査候處別冊之通 不^た就学者拾四名有之夫々其事故取^た糺シ情実相違無之候間此段御 届申上候也 明治十一年 学区取締 足立儀八 静岡■令大■…【以下虫食いで欠落。他の文字は綺麗】</p>	<p>明治11年当時も足立儀八が学区取締に就任していることが分かる。 「副書」は控えとして残した写しのこと。この種の文書が残されているのは、このように控えとして保存されたからである。</p>
4-22	同上	<p>就学届 第十一大区十一小区 山名郡国本村 農 国吉次男 原田十三郎</p> <p>私次男十三郎義就学年齢相当ニ付来一月十五日当村学校エ入学 為仕候■此段御届申上候也 父 明治十一年一月 原田国吉◎ 学区取締 足立儀八殿 戸長 植田藤平◎</p>	<p>明治11年1月当時、足立儀八が学区取締を担当していたことが分かる。</p>

(表9の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
4-23	文書No.4-5	<p>第十一大区十一小区 国本村 農 八十吉長女 萩田えな</p> <p>右私長女えな儀就学年齢相当ニ付当一月十五日当村学校エ入学 為仕候間此段御届申上候也</p> <p>父 萩田八十吉㊤ 明治十一年一月 学区取締 足立儀八殿 戸長 植田藤平㊤</p>	<p>同上。</p> <p>上の文書では、かろうじて右端に見えていた「就学届」の文字は、この文書では綴じ部分に入っていて見えない。文面は同じなので、届の雛形があったと推測される。</p>
4-24	同上	<p>第十一大区十一小区 国本村 農 文次郎 四男 鳥居文蔵</p> <p>右私四男文蔵儀就学年齢相当ニ付当一月十五日当村学校エ入学 為仕候間此段御届申上候也</p> <p>父 鳥居文次郎㊤ 明治十一年一月 学区取締 足立儀八殿 戸長 植田藤平㊤</p>	<p>同上。</p> <p>なお、この頃と同種の就学届で足立儀八あてのものは他にも幾つかあったが、他は記録することを略した。その中には紙の癒着により中身を確認できなかったものも含まれる。</p>
4-25	同上	<p>【「明治九年十二月書上ケ／十年一月就学／前々ヨリ就学／不 学人名／控／国本郎」の表紙がある名簿の中に次の記載がある。 但し以下は抜粋なので、他の人物はすべて略している。】</p> <p>足立寛妹 足立ひで 足立関五郎次男 足立五郎作 日向謹作妹 日向いつ 同人妹 日向たゑ【「た」は「多」の崩し字か】 足立儀八長男 足立愛吉 同人三男 足立三平 同次男 足立鍊二</p>	<p>本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に關した日向家の人々についての新情報」の中で紹介した、日向毅氏から提供された日向家の家系図では、謹作の妹は、いつ、うた、の2名しか確認できなかった。左の文書中、謹作の2人目の妹の名は「たゑ」と読める。文書情報No.3-15では「た」の部分は鮮明に「た」と記されているので、名は「たゑ」で間違いない。「うた」「いつ」以外に「たゑ」という別の妹もあったことになる。謹作の妹については、文書情報No.4-14も参照のこと。</p> <p>足立儀八の三男「三平」の存在がここから分かる。</p>
4-26	同上	<p>【「明治拾貳年六月押／学齡調簿／国本村／戸長」（表紙左上には更に「慶應元乙年七月生ヨリ／明治六酉年七月生迄」と記されている）の表紙があるリストの中に次の記載がある。必要部分のみを抜書きして以下に示す。間の人物は略している。】</p> <p>拾貳番地農 清次郎長男 足立清五郎 同人二女 足立ふみ 同人二男 足立七郎 拾四番地農 傳十長女 足立やす 廿三番地農 平太郎長男 足立秀太郎 四拾番地農 勘三 三女 足立ぬい 五十四番地農 惣七長男 足立今助</p>	<p>用行義塾の関連人物の家族構成を伺うことができる。安間勉氏、日向毅氏から提供された情報には無い情報が左の資料には含まれているので参考になる。</p> <p>また、これまで知られていなかった足立姓の戸主も何人か判明した。いわゆる久津部・足立家の一族か、一族であってもどのような位置づけになるのか等は一切不明だが、今後の情報発掘の新しい手掛かりになるかもしれないことを期待して、ここに記した。</p> <p>なお、学校に就学していたか否かの情報も書き込まれていたが、公表は差障りがあるかもしれないと考えて、その情報は割愛した。</p>

(表 9 の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所 (文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等																																			
4-26 の続き	文書No. 4-5	六十番地農 三郎長男 足立竹一郎 六十九番地工 足立孫吉二男 足立嘉一 百四十四番地医師 寛父貫一三女 足立ひで 同人四女 足立すて 百五十七番地農 関五郎二男 足立五郎作 百六十五番地農 謹作妹 日向たゑ【「た」は「多」の崩し字】 百六十八番地農 儀八三女 足立はま 同人二男 足立鍊二 同人四女 足立なみ 百八十番地 章 三男 足立潤平	用行義塾の出席者名簿には「竹次郎」または「武二郎」がいるが、左の足立竹一郎と何か関係があるだろうか。																																			
4-27	同上	明治十二年十二月現在学齢人員表 山名郡刮目舎区内国本村 <table border="1" data-bbox="438 1115 1273 1496"> <thead> <tr> <th>刮目舎区</th> <th>就学人員男 女</th> <th>不就学人員男 女</th> <th>小計</th> <th>不就学ノ内 一旦学ニ就シ者 男 女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国本村</td> <td>男五十三人 女 十八人</td> <td>男 十七人 女 五十三人</td> <td>男 七十人 女 七十一人</td> <td>男 九人 女 七人</td> </tr> <tr> <td>広岡村</td> <td>男四十六人 女 六 人</td> <td>男 三十一人 女 六十七人</td> <td>男 七十七人 女 七十三人</td> <td>男 三人 女 八人</td> </tr> <tr> <td>愛野村</td> <td>男 三十人 女 六 人</td> <td>男 十四人 女 廿六人</td> <td>男 四十四人 女 三十二人</td> <td>男 七人 女 四人</td> </tr> <tr> <td>總計</td> <td>男百廿九人 女 三十人</td> <td>男 六十二人 女百四十六人</td> <td>男百九十一人 女百七十六人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学齢未満 就学ノ者</td> <td>男 十 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学齢以上 就学ノ者</td> <td>男 五 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">右村戸長 三浦半平[㊟]</p> <p>明治十三年一月三十日 静岡県令大迫貞清殿</p>	刮目舎区	就学人員男 女	不就学人員男 女	小計	不就学ノ内 一旦学ニ就シ者 男 女	国本村	男五十三人 女 十八人	男 十七人 女 五十三人	男 七十人 女 七十一人	男 九人 女 七人	広岡村	男四十六人 女 六 人	男 三十一人 女 六十七人	男 七十七人 女 七十三人	男 三人 女 八人	愛野村	男 三十人 女 六 人	男 十四人 女 廿六人	男 四十四人 女 三十二人	男 七人 女 四人	總計	男百廿九人 女 三十人	男 六十二人 女百四十六人	男百九十一人 女百七十六人		学齢未満 就学ノ者	男 十 人				学齢以上 就学ノ者	男 五 人				用行義塾および関連人物の情報ではないが、明治14年新築移転前の狭隘な校舎で苦勞していた頃の様子が、児童数から伺える。既刊拙稿「用行義塾の場所と建物について」の表3で移転前の児童数の比較を行ったが、そこにはない明治12年時点の新しい情報が得られたことになる。
刮目舎区	就学人員男 女	不就学人員男 女	小計	不就学ノ内 一旦学ニ就シ者 男 女																																		
国本村	男五十三人 女 十八人	男 十七人 女 五十三人	男 七十人 女 七十一人	男 九人 女 七人																																		
広岡村	男四十六人 女 六 人	男 三十一人 女 六十七人	男 七十七人 女 七十三人	男 三人 女 八人																																		
愛野村	男 三十人 女 六 人	男 十四人 女 廿六人	男 四十四人 女 三十二人	男 七人 女 四人																																		
總計	男百廿九人 女 三十人	男 六十二人 女百四十六人	男百九十一人 女百七十六人																																			
学齢未満 就学ノ者	男 十 人																																					
学齢以上 就学ノ者	男 五 人																																					
4-28	文書No. 4-6	【明治45年の校舎改築に関わる文書と思われる手書きの文書。年月日を示す情報が皆無だが、「尋常高等小学校」を名乗っていることから明治26年以降であることをまず特定できる。また、この文書の1枚目にある「女生徒便所建築費」の370円47銭が、別に存在している文書(文書No.4-3)の中で、明治45年の改築時予算内訳に記されている「女生便所」がまったく同額であること、さらにこの文書中に「男生徒便所建築費」が400円10銭6厘とあるのも、明治45年の内訳と同額であることから、子の文書も明治45年の改築時の予算書の1つであると推定できる。ただし、こちらの文書には、文書No.4-3には存在しない「上棟式費」なども含まれ、合計金額が一致していない。】	用行義塾および関連人物の情報ではないが、校舎の変遷を考える上では参考になるので、ここに置いておくことにした。 明治45年の校舎改築に関しては、本表には記さなかった文書No.4-3の中の情報も参考になるであろう。																																			

(表9の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
4-29	文書No.4-7	学第一三号 左表ノ通り異動候条此段及御通出候也 磐田郡久努村長杉山兼作代理 明治三十四年五月九日 助役日向謹作 ㊤ 刮目尋常高等小学校長大田作喜治殿 【以下は略するが「尋常科生移動通知書」として児童名が列記されている。】	明治34年5月時点で日向謹作が久努村の助役を務めていたことが分かる。
4-30	同上	拜復来ル十八日ハ遠足有之候ニ付翌十九日、執行相成候様度度 ○方法ハ午前正九時ト申し候テモ父兄の参集覚束ナクト存し口 正午十二時位ニテハ如何ト存候○児童の父兄ニハ学校ヨリ御通 出ヲ現ハシ村会議員へハ役場ヨリ通出可度○児童の父兄ニハ何 カ口出し申度候得共費用無之口ヲ残合行届き申口く先ハ右取敢 御言口口口口口口 三十五年四月十五日 久努村助役日向謹作 ㊤ 刮目小学校長大田作喜治殿 首下	明治35年4月時点で日向謹作が久努村の助役を務めていたことが分かる。 筆者には判読が難しい文書で、内容は鮮明に理解することができなかった。 なお、㊤は、○の中に「向」の1字のみ刻印されたものが捺印されている。
4-31	同上	明治三十六年十月現在 村会議員 加藤豊蔵 杉山東太郎 杉山徳三郎 鈴木七平 三浦丈吉 増井久三郎 日向謹作 足立英三郎 清水重作 小野伴三吉 鈴木銀蔵 鈴木栄太郎 区会議員 鈴木銀蔵 鈴木栄太郎 石川新作 小野伴三吉 松下福次郎 清水重作 高木度吉 鈴木忠次郎 大橋覚次郎 永田宇平 日向謹作 足立英三郎 久野清三郎 増井久三郎 三浦丈吉 足立宇平	明治36年10月時点で、日向謹作、足立英三郎が村会議員と区会議員を兼任していることが分かる。ただし村会と区会が具体的にどのように違うのかの実態については筆者には不明。 また、区会議員に足立宇平があるが、足立家の一族の1人であろうか。ちなみに「宇平」は用行義塾の出席簿にも登場していた名前である。何か関係があるのだろうか。
4-32	同上	【明治34年3月末頃のもので、学校と学校に関連する情報をまとめた文書の中に次の記載がある。】 村会議員姓名 加藤豊蔵 清水重作 足立英三郎 鈴木栄太郎 鈴木七平 鈴木銀蔵 杉山徳三郎 小野伊三吉 日向謹作 増井久三郎 杉山東太郎 三浦丈吉 学校ノ番地 広岡九十番地 【以下略。なお、文書末に「校区内学齢児童(三十三年度末)」 「翌年四月入学」の文字があり、当時も33年度末は34年3月のことと分かる。また、この文字から、この文書は34年3月末頃までにまとめられた文書であると判断できる。】	明治34年3月時点でも村会議員は、上記の36年時点と同一メンバーであることが分かる。議員の中に、足立英三郎、日向謹作がいる。 左の小野は、ここでは明らかに「伊」と読める。上の資料にある小野の「伴」は「伊」が正しいかもしれない。
5-1	文書No.5-1	【明治14年5月25日付の県からの布達(印刷物)「甲第八拾壹号」に「教育令第九條ノ趣旨ニ基キ別冊之通学区相定候條此旨布達候事」とあり、別冊に静岡県全部の「学区」の範囲が示されている。そこから山名郡のうち久津部周辺地域に関する情報を記すと次のようになる。】 第十一学区 { 袋井宿 堀越村 新池村 川井村 西嶋村 松袋井村 西田村 彦島村 第十二学区 国本村 広岡村 愛野村 第十三学区 高尾村 第十四学区 豊沢村	用行義塾および関連人物に関する情報ではないが、明治14年当時の当該地域の学区が正確に判明するので、参考として記しておく。
5-2	同上	【明治14年12月21日付の県からの布達(印刷物)「甲第九拾七号」に、「町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則別冊之通相定候條此旨布達候事」とあり、別冊に次の規定がある。】 第壹章 町村立学校幼稚園書籍館 第壹條 町村立小学校ヲ設置セントスル時ハ左ノ事項ヲ具シ壹号書式ニ準シ学務委員ヨリ伺出ヘシ 但設置ノ後壹項ヨリ九項マデニ変更アルトキハ其都度伺出ヘク十項ヨリ十三項マデニ変更アルトキハ其都度開申スヘシ 【次頁に続く】	用行義塾および関連人物に関する情報ではないが、戸倉新資料①の文書の構成が、左の規則で規定されている報告用の書式に似ていることが分かる。 戸倉新資料①を最初に紹介した戸倉昇一氏は、明治14年の校舎移転新築に合わせて県等に送った文書がこれに当るのではないかと推測されていた。しかし、左の文書のように、当時、書式まで指定して、県が学校の概要を届け出る(変更があればその都度)よう指示していた事実があり、書 【次頁に続く】

(表9の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
5-4 の続き	文書No.5-2	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">私学は校則並ニ教員履歴ヲ載スヘシ</p> <p>位置 第十番中学区何番小学区 何郡何村 第何大区何小区</p> <p>名称 何学校</p> <p>学科 小学</p> <p>学齢 何百何拾人 内 男何百何拾人 女何百何拾人</p> <p>内 就学何百人 内 男何百人 女何百人</p> <p>不学何拾人 内 男何人 女何人</p> <p>学資 金何千何百円 内 何百円 積金 何千何百円 何年ヨリ何年賦寄附金</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">学田アレハ 耕地何反何畝歩 ト記載ス可シ 此収利何程</p> <p>一ヶ年出納概計 納金何千円 内 何百円 生徒受業料 何千円 資金</p> <p>出金何千円 内 何百円 教員給料 何百円 諸給料 何拾円 書籍器械費 何拾円 營繕諸雑費</p> <p>差引金何百円 有余 不足</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">不足ナレハ 是ハ何々ヲ以テ ト記載ス可シ 仕払ノ積</p> <p>聯合之邑 何ヶ宿村町 内 男何千人 人口何千何百人 女何千人</p> <p>但 何宿 何村 何村 何町</p> <p>右之通致設立度此段奉願候也</p> <p>年号月日 何村戸長 何之誰印 何村戸長 何之誰印 学区取締 何之誰印 区長 何之誰印</p> <p style="text-align: center;">長官宛 【以上、すべて印刷物】</p>	<p>【承前】 上記の文書より、左の布達の方が古く、戸倉新資料①から見ても4年ほど前の文書になる。浜松県の時代から、当局は書式を指定して、学校の情報を提出させていたことが分かる。左は設立時の提出書式だが、上記の文書に照らして考えると、変更があった時もその都度届けを出すように促していたに違いない。戸倉新資料①のような文書は、必要に応じて何度も作成され、提出されたのではないかと想像される。</p>
5-5	同上	<p>【「浜松県第五課報告第三拾四号/明治九年七月四日発行」の印刷文書に、「各学校幹事ニ於テ自今左之条件ニヨリテ日誌ヲ編成シ前月分毎月五日限差出スヘキ事」とあり、左の条件が以下の様に書かれている。】</p> <p>一 学校ノ情况 一 区長 学区取締 出勤ノ度数 戸長 訓導</p> <p>【次頁に続く】</p>	<p>明治9年時点で浜松県から、毎月、学校の状況、教員生徒の出席状況等を報告せよと命令されていたことが分かる。学校側が、この種の「日誌」を記録するようになるのも、上からの命令によるものであった。久津部学校時代に書かれた同様の資料が、今日、袋井東小学校に残され</p> <p>【次頁に続く】</p>

(表9の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
5-5の続き	文書No.5-2	一 生徒ノ進否日々出校ノ度数 一 其他学事ニ関スル要件	【承前】 ていた事情も、これでよく分かる。
5-6	同上	【表紙に「浜松県学務課報告第貳拾三號/明治九年四月廿八日発行/明治八年学事諸申報本月文部省エ上申セルヲ(小栗注:「」はコトの意)左ノ如シ」と印刷された文書の中にある、「一 学校増設及廃止 明治八年分」(小栗注:現物では「明治」以下は分かち書き)の項目の最後に、「私学ヲ廃スルモノ明治学校用行義塾八幡島学校計三校」(小栗注:現物では学校名の部分のみ分かち書き)とある。私学を廃して公学校となった学校は別に明記されているので、上の3校は私学を廃止することで廃校になったと理解する以外にない。】	ここからは用行義塾を考える上で重要な新情報を得たことになる。明治8年に用行義塾は「私学ヲ廃」して消滅した、と記録されているということは、明治7年までは私学として「用行義塾」が存続していた、ということである。一般的には、明治6年に久津部学校が出来たことで用行義塾は姿を消したと理解されてきたが、文部省記録でも英語を教える外国語学校として明治7年に「用行義塾」が「設立」されたことが判明している。これは翌年以降の文部省記録からは姿を消しているのに、明治7年から1年も続かなかったことが想像されたが、左の記録から「私学」の「用行義塾」が明治8年に廃止になっていたことが確認できた。ここでいう私学の用行義塾とは英語学校としての私塾を意味し、明治5年の小学校としての用行義塾ではないことに注意を要する。つまり用行義塾は、歴史的に2種類が存在したのである。以上については、本誌本巻別掲拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」を参照のこと。
5-7	同上	【「浜松県学務課報告第貳拾四号/明治九年五月二日発行」と冒頭に記された印刷文書の中に、「明治九年四月二十七日同二十八日五月一日瞬養学校ニ於テ生徒ノ学業ヲ試験シ入学ヲ許スモノ左ノ如シ/【中略】/同(小栗注:四月のこと)二十八日予科生ノ学業ヲ試験シ第一期卒業ノ証書を与ルモノ左ノ如シ」とあり、卒業者のうち「二等証書」を授けられた者が列記されている中に「清水清太」の名がある。】	用行義塾および関連人物に関する情報ではないが、久津部学校の教員・校長を務め、『沿革史』でも頻りに登場していた清水清太が、明治9年4月28日の試験で二等証書を受けて浜松瞬養学校を卒業した第一期卒業生の1人であることが判明する。
5-8	同上	浜松県学務課報告第十四号 明治八年七月廿七日発行 本月廿六日浜松瞬養学校ニ於テ下等小学教科卒業生ノ学力ヲ試験シ証書を与フル者左ノ如シ 丙等証書 宮本重次郎 同 天野久恒 二十五年 卅八年十一月 丁等証書 卯木 胖 同 荒井武次郎 廿一年九月 二十一年 【印刷物】	左は20才以上の者でも小学校卒業資格を得るために浜松瞬養学校で資格試験を受けていたことを示す文書である。当時、そのような需要があったということは、卒業資格を得るために、用行義塾や後の久津部学校等において学齢適齢期以上の者が教育を受けることを求めた事例があっても不思議ではないことを意味する。小学校である用行義塾には10代後半の者が学んでいた事実があるが、それも意味がないわけではないことが、これらの事情から想像される。
5-9	同上	浜松県学務課報告第三号 明治九年一月十五日発行 明治八年十月同九年一月浜松瞬養学校予科生徒ノ入学ヲ許スモノ左ノ如シ 官費 【中略】 区費 清水清太 自費 【中略】 以上予科一ノ組ニ入ル 【後略/印刷物】	清水清太は明治8年10月または9年1月に浜松瞬養学校に予科生として入学が許可されたことが分かる。
5-10	同上	【「浜松県学務課報告第九号/明治八年七月十三日発行」と冒頭に記された印刷文書の中に、「明治八年春三中学区ニ於テ各区小学校生徒ノ学業ヲ試験シ其優劣ヲ分ツ左ノ如シ」とあり、甲乙平丁の順にランク付けされた生徒の名前が、学校別に列記されている。以下には、ランクの情報を除いて、等級(今日の学年に相当)のみを付記した久津部学校の生徒名をすべて記す。】 久津邊 下ノ六【下等六級の意味】秋田佐登治 同 下ノ七 一木清平 【次頁に続く】	用行義塾の出席簿にあったものと同一人物ではないかと思われる名が幾人かある。例えば「阿部五六郎」は、姓名とも同じ者が出席簿にある。また、足立愛吉は出席簿で「愛吉」と記されている者と同一人物ではないかと考えられる。また、出席簿には「庄二郎」があるが、ここに搭乗する足立庄三郎と何か関係があるだろうか。(出席簿の情報に関しては、既刊拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その1)」~「同(その3)」を参照)

(表9の続き)

文書情報No.	右の情報がある文書の場所(文書No.)	原文の抜き書き等	ここから分かる用行義塾関連の事柄等
5-10の続き	文書No.5-2	【承前】 久津邊 下ノ六 足立潤平 同 足立庄三郎 同 下ノ八 原田菊次郎 同 増井和三郎 久津邊 下ノ六 青木鎌三郎 同 足立愛吉 同 木住林太郎 同 下ノ七 足立五郎作 同 日向いち 同 下ノ八 足立章三 同 阿部五六郎 同 大須賀才治 久津邊 下ノ六 丸尾治平 同 下ノ七 金原源次郎 同 下ノ八 高山いさ 同 寺井三郎	左の文書では活字で「五郎作」とある。「郎」を「良」と書いた手書き文書が別に1件だけあったが、他の手書き文書では「郎」であったし、活字でかかっているここでも「郎」であるから、「郎」が正しいと判明する。 なお、左の文書では「日向いち」と書かれているが、他の資料では「いつ」なので誤記だと思われる。
5-11	同上	【「明治八年御委託金生徒分頭配賦」と冒頭に記された印刷文書中にある「第十二番中学区」の内訳の中に、「金六円式拾五銭壹厘 久津部学校」とある。】	用行義塾および関連人物に関する情報ではないが、久津部学校は明治8年の浜松県時代の学区で第12番中学区に属していたことが分かる。
以上で「表9」は終わり			

介する。

第1に、文書情報No.4-15に、明治6年4月、久津部村の有力者である足立家の人びと4名の連名で浜松県令に提出された文書があるが、そこに、「久津部村義塾書面之入費村中積金ヲ以時壬申六月設立仕候處今般一式小学所ニ寄附仕度此口御口口奉願上候以上」と記されていた。壬申は明治5年を指し、その年の6月はまさに用行義塾が発校した時である。その時に村の積金で用行義塾を設立したが、明治6年4月のいま、用行義塾のための資金300円を小学校(久津部学校)に寄附したいという申し出の文書がこれである。

用行義塾が久津部学校に移行したことは『目で見る袋井市史』や『沿革史』でも紹介されているが、それを証明する材料は特に示されていない。この文書は、そのことを資金面から証明する初めての直接的な資料であるといえる。そのような文書を今回の調査で文書束の中から発掘することができた。

なお、用行義塾の終焉と久津部学校への移行の時期に関しては本誌本巻別掲拙稿「2つの用行義塾と設立者たち」も参照して頂きたい。

第2に、文書情報No.5-6の浜松県が作成した文書の中に、明治8年に用行義塾は「私学ヲ廢」して消滅したことが記録されていた。これも重要な発見の1つである。私学を廢して公学校に変わった学校については別に明記されていて、そこには用行義塾はない。従って、「私学ヲ廢スルモノ」として明記された用行義塾を含む3校は、私学を廢止することで廢校になったと理解する以外にない。明治8年に廢されたということは明治7年までは私学の「用行義塾」が存続していたことを意味する。これまで『袋井市史』他でも、明治6年に久津部学校が出来たことで用行義塾は姿を消したという理解が一般的であったが、その後、「もう1つの用行義塾」が瞬間的に登場し、すぐに消えたという事実があったことを筆者は別掲拙稿で明らかにした。それは文部省の記録から分かったことで、英語を教え

る外国語学校として明治7年に「用行義塾」が「設立」され、翌年には文部省記録からは姿を消していたのである。

従って、設立の明治7年から1年も続かなかったことが想像されたが、今回発見した記録から「私学」の「用行義塾」が明治8年に廢止になっていたことを確認することができた。なお、ここでいう私学の用行義塾とは英語学校としての私塾を意味し、明治5年の小学校としての用行義塾ではないことに注意を要する。用行義塾は、歴史的に2種類が存在したのである。この点についても、本誌別掲の拙稿「2つの用行義塾と設立者たち」で詳しく考察しているので、そちらを参照頂きたい。

第3に、用行義塾の教場はそのまま久津部学校の教場として使用されており、しかも、その教場の数は1つのみで、明治14年の新築移転までは、その状態が続いていた、というのが、これまでの筆者の理解であった⁽²⁾。ところが今回の調査で発見された文書情報No.3-12、及び3-13から、明治14年の移転直前に、複数の教室をやりくりしながら運用している時期があったことが判明した。教室だけではなく、文書情報No.3-13にあるように、校舎の呼び名として「南校舎」という言葉が使われていた事実も分かった。南校舎があるなら、北校舎もあったと想像される。つまり建物自体が複数棟あったことになる。筆者のこれまでの理解では、明治14年の移転前までは用行義塾時代の学堂が1つだけしかなかったと解釈していたが、移転前から既に複数の建物、複数の教室があったことになり、この点に関しては訂正が必要となる。

用行義塾そのものに関して判明した新情報は以上の3点である。

【以下、(その3)へ続く】

(1) (その1)の表7で示した通り、『竣工記念 袋井東小学校のあゆみ』(本研究では『あゆみ』と略す。昭和62年3

月31日、袋井東地区文教施設後援会)は新校舎の竣工を記念して、当時の袋井東小学校自身がまとめ、後援会から発行された私家版の冊子である。販売用ではないとはいえ公刊された冊子であり、『沿革史』の内容を用いて自校の歴史をまとめた他に類書のない貴重な文献である。それにもかかわらず袋井図書館等、公的な図書館のどこにも所蔵されていないため、地元の一部の関係者以外には一般には知られておらず、利用もされていない。筆者も、袋井東小学校の保存ファイル中でしか、これを見ることはできなかった。ぜひとも袋井図書館に置いて頂きたい資料である。

この資料から筆者は、足立貫一と足立寛が兄弟であることを初めて知り、そのことは本誌本巻に収録されている拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」の中でも紹介した。また、既に発表済みの拙稿「用行義塾の場所と建物」では、『あゆみ』に収録されている明治14年移転後の学校の絵図等を引用し、学校の大きさの推定に利用している。このように、筆者は本稿の発表前から、『あゆみ』を部分的に利用、紹介してきている。

(2) 拙稿「用行義塾の場所と建物について」(『静岡理工科大学紀要』第24巻、2016年)の「(3-3) 教室は1つ」を参照のこと。